

学校生活について

(1) 服装・頭髪について

A) 通学服

- ① 学校指定のブレザー、および学校指定のポロシャツ（長袖・半袖）を着用する。
胸のエンブレムを付ければ、市販の白（無地）のポロシャツでもよい。
ベスト、セーターでの登校は不可。
冬服・夏服の期間は限定しない。
名札は、ブレザー、または、ポロシャツの胸ポケットに着ける。
- ② ポロシャツのすそは、ズボン・スカートの中に入れる。
- ③ ポロシャツの上にベスト、セーター（白・紺・黒・グレーの無地で、V首のもの）を着用してもよい。ただし、必ず上にはブレザーを着用すること。
カーディガン、トレーナーは不可。
- ④ ベスト・セーターのすそは、ブレザーのすそから出さない。
- ⑤ セーターのそでは、ブレザーのそでから出さない。
- ⑥ ポロシャツの下は、下着（Tシャツ）（白，黒，紺，茶，灰色等の派手でないものとする）を着用する。体操服は衛生上着用しない。ハイネック等のシャツは不可。また、ポロシャツからはみださないように着用すること。
- ⑦ ベルト（黒・紺・茶）は必ず着用する。派手なバックルは不可。
- ⑧ スカート丈は、ひざの位置程度とする。
- ⑨ ひも付き白基調の運動靴を着用する。ハイカットは不可（体育の授業に適さないことがあるため）
- ⑩ 靴下は白・黒・紺を着用し、ワンポイント可。長さはくるぶし以上ひざまでとする。
- ⑪ 防寒具であるマフラー、手袋はピロティーで着脱し、校内では着用しない。耳当て、ニット帽子は不可。
- ⑫ 防寒着は登下校時着用可とする。管理に関しては、かばん・もしくはロッカーに保管する。
*防寒具（手袋・マフラー）、防寒着は11月下旬から着用可。

B) 体操服（学校指定）

体操服・体育館シューズは学校指定のものを着用する。

C) 頭髪

- ① 頭髪は、染髪、パーマ、装飾、剃り込みや派手な髪形、ラインや柄を入れることは禁止とする。
- ② 前髪は、目に入らない程度に切るか。ゴムまたはピンでとめる。
- ③ 両肩を結ぶ線より長い毛は、ゴム（黒・紺・茶）でくくること。
- ④ 色ピン・飾りピンは禁止する。
- ⑤ 整髪料は一切使用しないこと。
- ⑥ ドライヤー等を使用して、流行を追う特殊な髪型をしたり、ウェーブを付けたり、脱色・染髪をしない。

D) その他

- ① ピアス・ネックレス・ブレスレット等のアクセサリ類、および化粧品類は厳禁。
- ② 自転車での登校は禁止。ケガ等で必要な場合は許可証を出します。

(2) 持ち物について

- ① 学校生活に必要なものを持ってこない。
- ② 持ち物には名前を書く。
- ③ 忘れ物をしない。
※忘れた場合は、担任の先生の許可を得てから、家に電話をして、持ってきてもらう。不在の場合は、担任の先生に相談する。
- ④ 学習に必要なもの（スマートフォン・菓子類）は持ってこない。
- ⑤ 学校指定のカバンで登校する。カバンには目印のためにアクセサリを付けてもよい。（必要以上に大きいものを付けたり、飾らないようにする。）また、カバンには落書きをしない。
- ⑥ 学習に必要なもので、カバンに入らない場合は、学校指定のサブバックを併用する。紙袋や他の袋類は使用しない。ただし、テスト期間や行事等で指示があった場合は、サブバックのみでの登校を可とする。
- ⑦ 持ち物違反で取り上げたものは、原則として保護者に直接返却する。